石運輸第628号の2 石運整第334号の2 平成25年9月30日

自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙(平成25年9月20日付け北信交貨第170号、北信交監第76号、北信技保第69号)のとおり通達があったので了知願います。

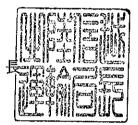




北信交貨第170号 北信交監第76号 北信技保第69号 平成25年9月20日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局



「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」の一部改正について .

標記について、自動車局長から別紙写し(平成25年9月17日付け国自安第147号、国自貨第59号、国自整第170号)のとおり通達があったので、 遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対し周知されたい。



国 自 安 第147号 国 自 貨 第 59号 国 自 整 第170号 平成25年9月17日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」 の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(平成16年6月30日付け国自総第120号、国自貨第29号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

新	ΙΞ
国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正平成18年9月15日 一部改正平成19年5月1日 一部改正平成21年9月29日 一部改正平成25年9月17日	国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月 1日 一部改正 平成21年 9月29日
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿
自動車交通局長	自動車交通局長
貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について	貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について
貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号)は、廃止する。	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号)は、廃止する。
記	記
1. 法第23条に規定する貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。) に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令 (以下「輸送の安全確保命令」という。) は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。	1. 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号。以下「法」という。) 第23条に規定する貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)に 対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令 (以下「輸送の安全確保命令」という。) は、次のいずれかに該当するこ

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。) 3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第16条第1項、第4項及び第6項、第17条第1項から第3項まで、第18条第1項、第22条第2項及び第3項及び第22条の2の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。
- (2) 安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務づけ事業者であって、過去3年以内に法第33条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った営業所と同一の地方運輸局の管轄区域内の営業所において、安全管理規程の遵守を怠り、死亡事故又は重傷事故を惹起した場合。
- (3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第22条の2に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。
- (4) 法第18条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第20条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。
- (5) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づく整備管理者が、選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。
- (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第2項の違 反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。
- (7) 「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け、 国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第16 1号)に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の 変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続すること ができないおそれがあると認められた場合。

ととなった場合に発動するものとする。

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。) 3による<u>累積点数</u>(以下<u>単に</u>「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の<u>地方運輸局又は沖縄総合事務局</u>の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。
- (2) 安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務づけ事業者であって、過去3年以内に法第33条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った営業所と同一の地方運輸局又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業所において、安全管理規程の遵守を怠り、死亡事故又は重傷事故を惹起した場合。
- (3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第22条の2に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。
- (4) 法第18条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第20条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。
- (5) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づく整備管理者が、選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。
- (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第2項の違 反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

(新設)

- 2. 輸送の安全確保命令は、1.(1)~(6)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行い、また、1.(7)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1.(7)による場合は(1)中、事業者を運輸支局等に呼び出す措置は適用しない。
 - (1) 行政処分等の基準1(6)に準じて、事業者を運輸支局等(運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。)に呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から3月(必要な場合にあっては、これより短い期間)以内に報告を行うよう措置する。
 - (2) 上記(1)の報告が当該期間までに行われない場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。
 - (3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反 行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、 併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わな かった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

(削除)

附則

この通達は、平成16年8月1日から施行する。

- 附 則(平成18年9月15日付け国自総第284号、国自貨第78号) この通達は、平成18年10月1日から施行する。
- 附 則(平成19年5月1日付け国自総第51号、国自貨第15号、国自整 第22号)
 - 1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
 - 2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定

- 2. 輸送の安全確保命令は、 $1(1)\sim(6)$ の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき、行政処分を実施する場合に併せて行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。
 - (1) 行政処分等の基準1(6)に準じて、事業者を運輸支局等(運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。)に呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から3月(必要な場合にあっては、これより短い期間)以内に報告を行うよう措置する。
 - (2) 上記(1)の報告が当該期間までに行われない場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。
 - (3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。
- (4) 輸送の安全確保命令を行うときは、「輸送の安全確保命令書」を発出 するものとし、当該命令書の様式は、別添「輸送の安全確保命令書の例」 を参考として作成するものとする。

附則

この通達は、平成16年8月1日から施行する。

- 附 則(平成18年9月15日付け国自総第284号、国自貨第78号) この通達は、平成18年10月1日から施行する。
- 附 則(平成19年5月1日付け国自総第51号、国自貨第15号、国自整 第22号)
 - 1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
 - 2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定

める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則(平成21年9月29日付け国自安第78号、国自貨第82号、国自 │ 附 則(平成21年9月29日付け国自安第78号、国自貨第82号、国自 整第70号)

改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

- 附 則 (平成25年9月17日付け国自安第147号、国自貨59号、国自 整第170号)
 - 1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
 - 2. 平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例に よる。

(削除)

める基準により行政処分等を行うものとする。

整第70号)

改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

別添(輸送の安全確保命令書の例)(記2(4)関係)

(省略)